考査項目	細別	а	b	С	d	е
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		対象 判定 「施工体制チェックポイント」におりた。 施工計画書を、工事着手前又は施工には、作業分担の範囲を、施工体制台帳又に施工方法が一別を制造に対する本店や支店による支援に対する本店や支店による支援に対する本店や支店による支援に対する本店で支店による支援に対する本店で支店による支援に対ける社内検査体制において技術者を適切に対し、対象性工場における社内検査体制に対する本人を資力に対し、対象性対象に対する。 「関係を表現した。」 「	方法が確定した時期に提出している。 は施工体系図に明確に記載している。 一致している。 場合の対応が速やかである。 本制を整えている。 こ配置している。 各値の設定や確認方法等)を整えている。		応工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c	空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について ③ 対象欄に「レ」印のある項目数を ④ なお、評価対象項目数が2項目以	て評価の対象となる場合には「対象」欄の口に て該当する場合は「判定」欄の口に「レ」印を を分母として比例計算の値で評価する。 以下の場合はで評価とする。 った場合には、上記評価によらずは、 e 評価と	記入する。	対象とならない場合は
		評価値(%)=該当項目	目数()/評価対象項目数()		

(扣当監督員)

考査項目	細別	а	ь	С	d	е
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	(現場代理人等)	対象 判定 【全体を評価する項目】 「施工体制チェックポイント」におい 「作業に必要な作業主任者及び専門技会」 【現場代理人を評価する項目】 「現場代理人が、工事全体を把握して	□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、 監督員からの文書によ る改善指示に従わな かった。		
		□ □ 監督員への報告・連絡を適時及び的	合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行 確に行っている。	っている。		
		□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基: □ 施工上の課題となる条件(作業環境 □ 下請の施工体制及び施工状況を把握	項目】 はに基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 は用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 は件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 は工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 は、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。			
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・c	空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目につ ③ 対象欄に「レ」印のある項目 ④ なお、評価対象項目数が2項	Sいて評価の対象となる場合には「対象」欄の□□いて該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印目数を分母として比例計算の値で評価する。 毎目以下の場合は c 評価とする。 で行った場合には、上記評価によらず d 、 e 評価	を記入する。	寸象とならない場合は
		評価値(%)=該当項目	目数() /評価対象項目数()		

考査項目	細別	а	b	С	d	е
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工 □ 現場内の整理整頓を日常的に行ってい □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整 □ 工事記録を、過不足なく整理している □ 建設副産物の再利用等への取り組みを	している。 している。 工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 計画書に基づき適時及び的確に行っている。 る。 理している。	১ .	□ 施工管理に関して、 監督員が文書による 改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・c 評価値が80%未満・・・・・・c	空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目につい ③ 対象欄に「レ」印のある項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目 ⑤ また、文書による改善指示を行	った場合には、上記評価によらずd、e評価と	記入する。	対象とならない場合は

考査項目	細別	а	b	С	d	е
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		□ 実施工程表の作成及びフォローア □ □ 現場条件の変化への対応が迅速で	創制約への対応が適切であり、大きな工程の 1みを行っている。	にいる。	□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を 行った。	□ 工程管理に関して、 監督員からの文書に よる改善指示に従わ なかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・c	空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について記 ③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分 ④ なお、評価対象項目数が2項目以「		√する。	とならない場合は
		評価値(%)=該当項[目数() /評価対象項目数()		

考査項目	細別	а	b	С	d	е
2. 施工状況 Ⅲ.	安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		対象 判定	以上実施している。 の現場特性を反映している。 衆災害が発生しなかった。 リスト等を用いて実施している。 集及び関係者間の協議に基づき実施している。		安全対策に関して、 安全対策に関して、 監督 登書指示を行った。	□ 安全対策に関して、監 督員からの文書による 改善指示に従わなかっ た。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・c	空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目につい ③ 対象欄に「レ」印のある項目数 ④ なお、評価対象項目数が2項目	て評価の対象となる場合には「対象」欄の□に て該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を を分母として比例計算の値で評価する。 以下の場合はc評価とする。 った場合には、上記評価によらずd、e評価と	記入する。	対象とならない場合は
		評価値(%)=該当項目	目数()/評価対象項目数()		

考查項目別運用表

考査項目	細別	а	b	С	d	е
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		□□□関連工事との調整を行い、円滑な進	生が無い。 、苦情に対して適切な対応を行っている。	知している。	□ 対外関係に関して、 監督員が文書による 改善指示を行った。	安全対策に関して、監督員からの文書による 改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・c	空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目についる。 ③ 対象欄に「レ」印のある項目数: ④ なお、評価対象項目数が2項目」	て評価の対象となる場合には「対象」欄の□に て該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記 を分母として比例計算の値で評価する。 以下の場合はc評価とする。 った場合には、上記評価によらずd、e評価とす	己入する。	対象とならない場合は
		評価値(%)=該当項[目数()/評価対象項目数()		

考査項目	а	b	С	d	е
3. 出来形及び出来ばえ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について 所定の測定基準に基づき行われており、 測定値が規格値を満足し、そのばらつきが 規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について 所定の測定基準に基づき行われており、 測定値が規格値を満足し、そのばらつきが 規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について 所定の測定基準に基づき行われており、 測定値が規格値を満足し、a、bに該当し ない。	□ 出来形の測定方法又は 別定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約約款第17条に基づ き、監督員が改造請求を 行った。
I. 出来形					
	※ ばらつきの判断は別紙ー4参照。				
	当該管理基準によりがたい場合等につる ④ 試験結果の打点数等が少なく(原則3点		である。		

考査項目		а	b	С	d	е
3. 出来形及び 出来ばえ	□ 品質の測定が、必要な測定項目について 所定の測定基準に基づき行われており、 測定値が規格値を満足し、そのばらつきが 規格値の概ね50%以内である。		□ 品質の測定が、必要な測定項目について 所定の測定基準に基づき行われており、 測定値が規格値を満足し、そのばらつきが 規格値の概ね80%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について 所定の測定基準に基づき行われており、 測定値が規格値を満足し、a、bに該当し ない。	□ 品質関係の測定方法又 は測定値が不適切で あったため、監督員が 文書で改善指示を行っ た。	□ 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を 行った。
Ⅱ. 品質		当該管理基準によりがたい場合等 〕 試験結果の打点数等が少なく(原則		ものである。		
	□ 橋梁維	а	b	С	d	е
	持、 修繕工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又 は測定値が不適切で	□ 契約約款第17条に基づき、監督員が改造請求を
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ 施工後のメンテナンスに対す □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 地方 理由: □ 理由: □ 地方 理由: □ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は 本) 	あったため、監督員が文書で改善指示を行った。	行った。

考查項目別運用表

考査項目	細別	エー夫事	項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】	【その	他】
		□ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	ICT活	5用工事において、いずれかの取組を行った。
		□ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。		発注指定型】全ての段階においてICTを活用した。
		□ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。		※本項目は2点の加点とする。
		□ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。		受注者希望型】全ての段階においてICTを活用した。
		□ 照明などの視界の確保に関する工夫。		※本項目は2点の加点とする。
		□ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。		受注者希望型】3次元設計データ作成、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元
		□ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。	_ デ	一タの納品の全ての段階においてICTを活用した。※本項目は1点の加点とする。
		□ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	週休 2 E	日制モデル工事に取組み、いずれかの現場閉鎖を達成した。
		□ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。		発注者指定型】4週8休(閉所率28.5%)以上
		□ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 (書類の出来栄え等、書類自体の工夫は評価の対象としない)		※本項目は2点の加点とする。
		□ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。		受注者希望型】4週8休(閉所率28.5%)
		□ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。		※本項目は2点の加点とする。
				受注者希望型】4週7休(閉所率25.0%)
		【品質】		※本項目は1点の加点とする。
		□ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。	1	受注者希望型】 4 週 6 休(閉所率 2 1. 4 %)
		□ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。		※本項目は0.5点の加点とする。
		□ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。		・リアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事において、下記の取組を行った。
		│ □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。		発注者指定型】【受注者宣言型】モデル工事の全ての実施事項の評価項目の評価基準を達成した。
			L	※本項目は1点の加点とする。
		【安全衛生】		- " (
		□ 建設業労働災害防止協会が定める指針等に基づく安全衛生教育を実施している。	□ そ	·-
		※本項目は2点の加点とする。		理由:
		□ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止 柵、手摺り、足場等)	□ そ	
		1100 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		理由:
		□ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。	□ そ	· · -
		□ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。		理由:
		□ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。	□ そ	-
		□ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。		理由:
		│ □ 厳しい作業境場の改善に関する工大。 │ □ 環境保全に関する工夫。	□ そ	
		□ □ 現児休主に関する工大。 	□ そ	理由:
			□ ₹	理由:
			□ そ	>
				理由:
				(z m.
	_	該当項目		
	評価	評 点: <u>点</u>		
\		アナ市(のたか)と部(アナス・のでも) リーミナストレナス		

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価するものであり、最大7点とする。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。